



島根県報

令和8年10月2日（金）

第 7 5 9 号

（毎週火・金曜日発行）

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【規 則】

島根県建築基準法施行細則の一部を改正する規則 (建 築 住 宅 課) 2

【告 示】

保安林予定森林（2件） (森 林 整 備 課) 2

【特定調達公告】

車両捜査支援システム機器増設等の賃貸借に係る一般競争入札の実施 (警 察 本 部) 3

【教委告示】

島根県指定有形文化財の指定 (文 化 財 課) 6

【選管告示】

政治資金規正法の規定による異動事項の届出のあった政治団体 7

政治資金規正法の規定による解散の届出のあった政治団体 8

政治資金規正法の規定による異動事項の届出のあった資金管理団体 9

政治資金規正法の規定による資金管理団体でなくなった旨の届出のあった資金
管理団体 9

【収用委告示】

収用の裁決手続の開始の決定 9

公示による通知 10

【正 誤】

令和8年4月17日付け島根県報第711号中 (選挙管理委員会) 11

公布された条例等のあらまし

◇島根県建築基準法施行細則の一部を改正する規則（規則第55号）

- 1 規則の概要
 - (1) 建築基準法施行令の改正に伴う引用する条項の整理
 - (2) その他規定の整理
- 2 施行期日
公布の日から施行することとした。

規 則

島根県建築基準法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年10月2日

島根県知事職務代理者

島根県副知事 石 原 恵利子

島根県規則第55号

島根県建築基準法施行細則の一部を改正する規則

島根県建築基準法施行細則（昭和48年島根県規則第75号）の一部を次のように改正する。

第14条の3第1項中「第1号から第4号まで」を「次」に改める。

第19条中「第137条の12第8項」を「第137条の12第13項」に改める。

第19条の2第1項中「第137条の12第6項又は第7項」を「第137条の12第11項又は第12項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

島根県告示第547号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を農林水産大臣から受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和8年10月2日

島根県知事職務代理者

島根県副知事 石 原 恵利子

1 保安林予定森林の所在場所

益田市上黒谷町765から769まで、773から775まで、776－1、777、781、782－1、782－2、784、785、787、788－1、788－2、789、790、792、793－1、794から796まで、1345、1348、1351から1353まで、1355－1、1355－2、1356、1357、1358－1、1359－1、1359－2、1363、1400から1404まで、1454、1475、1476、1477－2、1482、1483、1484－1、1484－2、1485、1486、1487－1、1487－2、1488、1787

2 指定の目的

水源の涵養^{かん}

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。